# 令和6年11月

農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 1 月 5 日 武 雄 市 農 業 委 員 会

### 令和6年11月 武雄市農業委員会「総会」議事録

- 1. 日 時 令和6年11月5日(火) (開会) 13時25分 (閉会) 14時05分
- 2. 場 所 西川登公民館会議室
- 3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	0		1 1	古川さゆり	0	
2	松尾 初秋		0	1 2	原田 宗喜	0	
3	松尾 隆博	0		1 3	松岡 知子	0	
4	岩橋 久美	0		1 4	井手 広夫	0	
5	中村 和仁	0		1 5	田栗 由紀男	0	
6	池田 有	0		1 6	渡邊 千枝子	0	
7	田代 了三	0		1 7	澤井 富二郎	0	
8	笠原 勝廣	0		1 8	坂口 友久	0	
9	原口 保徳	0		1 9	相原 經憲	0	
1 0	川口 敏広	0					

4. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件 議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について 4件

5. 議事内容 以降記載

# ------《開会》 ------

事務局長 令和6年11月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、2番松尾 初秋委員より欠席の届出がありました。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたしております。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和6年11月の武雄市農業委員会総会を開会します。 本日の議事録署名人に、5番 中村 和仁 委員、13番 松岡 知子 委員 を指名します。

今回は、議案第1号から第4号までの審議をお願いします。

発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 10月総会審議後の転用許可状況について報告。

**会 長** 事務局から報告がありましたが、皆様からお尋ね等ございませんか。

会 長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

# 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》 -

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。 農地法第3条の規定による許可申請が9件提出されています。 この議案について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。資料は、議案書の1ページからです。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。

申請番号1番、権利の内容は、所有権移転。土地は、〇〇町の田1筆で529平米。譲渡人は、4年前から耕作してもらっているので、そのまま譲りたい。譲受人は、自宅横にあるので、耕作しやすいということで、申請がされております。農地の価格は発生しておりません。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田2筆、畑2筆、合計4筆の554平米。譲渡人は町外に住んでいるため、耕作管理ができない。譲受人は、自宅に近く、耕作しやすいということで申請がされています。農地の価格は4筆で〇〇円となっております。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田2筆、畑1筆、合計3筆の1,347平米。譲渡人は町外に住んでいるため、耕作管理ができない。譲受人は、自宅に近く、耕作しやすいということで申請がされています。 農地の価格については、3筆で〇〇円となっております。

次のページに入ります。

申請番号4番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の田2筆、1,593平米。譲渡人は武雄市に所有している土地、建物を親族に譲りたい。譲受人は親族所有の土地、建物を譲り受け、農地では耕作したいということで、申請がされております。譲受人の住所は〇〇市となっておりますが、建物を購入されるため、将来的に武雄市に住む計画があられるということです。耕作

については、○○にお住いのお父様と前小作人さんと3人で、機械を借りて、 教わりながら耕作をされる計画でいらっしゃいます。農地の価格については、 譲渡のため発生しておりません。

申請番号 5 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑 3 筆、863 平米。 譲渡人は高齢になり、また、町外に住んでいるため、耕作管理ができない。 譲受人は建物もセットで購入し、居住する予定なので、自宅に近く耕作しや すい、ということで申請がされております。ご家族 3 人で野菜を耕作される 予定です。空き家とセットのため、農地のみの価格は不明となっております。

申請番号6番については、9月総会で保留となっていた案件です。保留となっていた理由として、譲受人の○○さんが、現在所有していらっしゃる○○町の農地が荒れているということで、これでは許可が下ろせないということで、保留となっておりましたが、○○町の農地については、草刈りをしてもらい、定期的に保全管理を行う旨の確約書を添付していただいての今回の受付けとなりました。権利の内容は所有権移転。土地は○○町の畑4筆、2,171平米。譲渡人は、高齢となり、耕作・管理が困難になったので、贈与したい。譲受人は、隣接する宅地や山林も取得し管理しているので、譲受けて耕作・管理を行うということで、申請をされております。息子さんと二人で野菜やアボカドを作られるということです。贈与ということなので、農地の価格は発生しておりません。

申請番号 7 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 2 筆 2,329 平 米。こちら、生前贈与のための所有権移転となります。譲受人の住所は〇〇 市となっておりますが、〇〇に住むお母様と二人で耕作されるとのことです。

申請番号 8 番と 9 番については、田の交換となります。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、307 平米と申請番号 9 番につきましては、田 1 筆、389 平米。昔からの口約束で田の交換をしていた。このたび、正式に所有権移転をするものです、ということで申請がされております。

以上9件につきまして、農地法第3条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 会 長 議案の説明が終わりました。この 9 件について。地元委員さんからの補足 説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員 さん、何かございませんか。
- OO番 6番の○○さんの件ですけれども、今日、現場を見に行ったら、手前の一か 所払ってあった、○○町の方も。奥はちょっと放置して、まだ払っていなか ったけど。入口の方は払ってありました、○○の方は。
- **○○番** 定期的に管理をするという確約をもらったというわけ。 具体的には。定期的にちょっとだけ。

事務局 定期的に保全管理を行うという。

**〇〇番** その確約書が効力があるのか。

**会 長** もしそれが荒れていたとしたら、また農業委員さんの方から注意をします よ、ということは言ってある。

OO番 じゃあ農業委員というのは、「農業委員ですが」って言ったって何もきかれない。恐らく、例えば、うちの場合が、そういう管理はしないで、隣の地主さんから、クレームはしょっちゅう来よった。私にも来るし、事務局にもいきよった。これが終わったら今度は多分、○○さんにも「あなたが許可したから、こうなった」と言われる。そういうふうにしか言われん。農業委員会は許可を出したから。だからそこら辺が、農業委員が何か法的に色々ないわけでしょ。

**OO番** 印鑑を押す時、本人は来ないで、他人が来る。上手く言われたら、「そうで すね、凄い人の来んさーとね。」としか思わんですもんね。

会 長 そうですね、確約書も、色々変えて 1 回持っていかれたんですよね。そしたら、「どこでんこがんしと一やっかって、何で俺にばっか言うとか。」っていう話になったんですよ。それで、保全をしてもらうことが一番大切ですので、あんまりたくさんあったんですね、条件をちょっと減らしてみたらどうですかって、ちょっと提案したんです。そして持って行ったら、まあまあいいかなっていう、それで納得しましたっていう感じでしたので。

**OO番** 良かくさん、事務局さえそんなふうに。 アボカドを作るって、○○がね。

**〇〇番** 手前の方は良かけど、草払って。奥の方は払ってない。

**〇〇番** おまけに家は買ってる。そこに息子でも住むの。

**〇〇番** 家ではなく、倉庫なんです、大きな倉庫。生姜倉庫。

○○から通うと。○○から遠い。○○はもっと遠い。

**〇〇番** やっぱり、困るのは隣接の所有者が一番困るのだから。

**OO番** そこも当然、隣接地があるのか。

**〇〇番** 少し離れている。道一つ離れているから、ちょっとはまし。

**〇〇番** うちはもう畔一つで。困ったもんだね。

OO番 事務局から指導させたら。多分ね、農業委員さんが言っても、権利ないと 思うよ。

会 長 何かあったら、パトロールをして、あまりにも酷いときは、やっぱり事務 局の方からまた確約書を見せて「こうしとったじゃないですか。」っていう 感じで。注意してもらおうとした方が一番いいかなと。

**OO番** 事務局も異動するのだから、ちゃんと引き継ぎをしないと。「私は知らんですよ。」とか言われないように。

**会 長** そういうことでご理解いただきたいと思います。 他にございませんか。

OO番 5番の所有権移転の○○さんの件ですけど。○○市在住の○○さんが、譲り受けて、空き家と一緒に農地を買うということでございまして、現場に推進員さんと一緒に見に行って参りました。

本人さんは今、造園業をされてらっしゃる方で、今は全然農家ではないんですけど、庭の手入れとかは良くされてるようで、ここの予定のところも草が生えてたんですけど、夏の暑いときに草刈をされておられました。

今回の、購入については特に問題がないだろうということで推進員さんと 一緒に、判子を押してきたところでございます。

あと、全然、○○になじみのない方なんですけど、その隣近所、「生産組合の方に挨拶はもうされたんですか。」って言ったら、購入が決まったら、○○さんが連れて行かれるということになってるという話でしたので、うちも近所なんですけれども、仲良くしてくださいと。問題を起こさないようにということは言ったんですが。やっぱり何となく畑は自家菜園だと思うんですけど、よそから来られる方の多くの方は、有機農業に憧れてるなあっていうのを、無農薬で作りたいとかですね、いう感じでお話をされるんで、そこは販売用のところまでは作られるんじゃないだろうなと思いますので、自家菜園ということで楽しんでいただければいいんじゃないかなと思ったところでございます。以上です。

会 長 他にございませんか。

地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等 あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** 他も無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規 定による9件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による9 件の許可申請については、許可することに決しました。

## 《議案第2号 農地法第5条 許可申請》 -

- 会 長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が2件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号について、ご説明いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請です。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、111平米。 申請事由です。この度、申請地に隣接する住宅を購入し、当社の従業員の寮 として利用しようと考えているが、駐車場が不足するため、申請地を駐車場 として利用することを計画した、ということで 2 台分の駐車場を計画されて おります。工事完了の時期は令和7年3月31日です。

申請番号2番です。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、336平米です。申請事由です。現在、〇〇町に夫婦と子ども一人で生活しているが、子どもの成長を考えると、母の実家である〇〇町の環境が良いと考え、住宅建築を計画した、ということで一般住宅を計画されています。工事完了の時期は令和7年5月です。

以上 2 件、農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。

1番、○○委員、お願いします。

OO番 場所は○○でありまして、空き家を近くの老人施設が購入して、従業員の寮にするということで、その隣接した用地が狭い土地ですけど、車が4・5台は入れられると思いますが、無理したらですね。これは、今は荒れていますが、ここを駐車場にしたいということで、申請があって見に行ったんですけれども、農地に戻るような所ではありませんでした。しょうがない所で、判を押しました。

ここは別に問題なかったんですけど、議案第 4 号に同じ○○さんの土地が

あって、その中に家が建っているんですけど。そこは農地を無断転用で相当前から、転用して駐車場とか家の入り口に使う道として使っているんです。 そこももう農地には戻らないということで、ここは非農地証明が出ていましたね。そういう感じで、買った人が〇〇、代理人が来て説明されましたけど。別に問題ないということでした。以上です。

- **会 長** ○○さんは○○を運営されている。 では、2番を○○委員、お願いいたします。
- ○○番 場所は○○で譲渡人と譲受人とは祖父と孫の関係で、贈与という形での所有権移転になります。祖父の家の隣の隣の畑なんですけど。畑自体はあまり耕作されていなくて、管理だけは綺麗にされていたんですけど。どうしてもお孫さんが家を建てたいということで。あとは道路とこの土地の間に側溝があるんですけれども、出入り口を造るということで、コンクリートの土管をヒューム管を入れるということで、埋めたてるということでした。以上です。
- **会 長** 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。 ご意見・ご質疑等、出していただきたいと思いますが、何かございません か。

(質疑なし)

会 長 それでは意見も特にないようですので、議案第 2 号の質疑をとどめます。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 2 件の許可申請については、本委員 会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事に送る ことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による2 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との 意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

#### 《議議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》—

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。別冊です。

事務局 1ページをご覧ください。こちらに「令和6年度第8号利用権設定計画

(案)」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。 武雄町、田、新規、3件、8筆、13,812㎡。 橘町、田、新規、7件、11筆、28,052㎡。

朝日町、田、再設定、2件、2筆、3,714㎡。

畑、新規、1件、3筆、358㎡。

若木町、なし。

武内町、田、新規、1件、3筆、5,079㎡。

再設定、1件、3筆、5, 289㎡。

東川登町、田、再設定、1件、1筆、575㎡。

西川登町、田、再設定、1件、1筆、1,439㎡。

山内町、田、新規、1件、2筆、5,248㎡。

北方町、田、新規、2件、4筆、11,300㎡。

再設定、6件、20筆、30,066 m<sup>2</sup>。

となっています。 3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については15ページから記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

- **会 長** 事務局の説明が終わりました。議案第3号について、質疑を開始します。 何かございませんか。
- OO番朝日町の 1 番、面積の割にえらく高いなと。どんな理由ですか。300 ㎡で20,000 円、この面積で。
- 事務局 この方はきゅうりハウスをされている。
- **〇〇番** 葉っぱとか結構量が出る。捨てる所がなくて借りてある。
- **〇〇番** 面積の割にえらく高いなと思って。
- 会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見もないようでございますので、議案第3号の質疑をと どめます。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について、原案 どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画 (案)については、原案どおり承認することに決しました。

### ·《議案第4号 武雄市非農地証明願申請》—

- 会 長 次に議案第4号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について4件の 証明願が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号について御説明いたします。

議案第4号 武雄市非農地証明願

申請番号1番、土地は〇〇町の畑2筆。昭和51年に新築した際に、356番1は宅地への進入路に整備し、356番4は宅地の一部として利用していた、ということで、人為的に無断転用された土地であって、その転用行為が20年以上経過していることから、非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番、土地は○○町の牧場2筆。昭和60年、牛舎新築に伴い、牧場内に通路を整備し、現在に至るということで、2筆とも通路になっているということです。非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号3番、土地は〇〇町の田1筆、畑3筆。〇〇へ引っ越ししたため、30年以上耕作していない。申請地は山林化、原野化している、ということで、自然的荒廃土地で、かつ耕作できなくなってから10年以上経過していることから、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

次のページに入ります。

申請番号 4 番、土地は〇〇町の畑 2 筆。30 年以上前から耕作しておらず、山林となっている、ということで、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。議案第 4 号について、地元委員さんから補 足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委 員さん、何かございませんか。

はい、○○番。

OO番 4番の件ですけれども、もう丸々入られない。ドローンを飛ばしてね、図面と合わせて。元々果樹園なんですよ。もう出入口でも入っていかれん。まだおそらく他の所も出てくるやろうと思う。○○が。その辺がずーっと竹林とか、それから雑木林になってしまっている。ここに道のあったろーって言うぐらいしか無いわけ。もうどこでも出てくるやろうと思う。○○の方も○○のパイロット関係も、相当に登ってみたら、何でんなか。

- **会 長** 今、猪のパトロールの人が回っているから、ちょっと道が通れるぐらいになったけど、それがなかったら、行かれない。
- **○○番** だから鹿が出てくる。鹿が出てきて、○○まで行った。○○で出て、○○ まで行った。一頭だけど、恐らく番いでいるはず。
- **会 長** 東広島も猪いますかって言ったら、猪と鹿。鹿の被害が酷いそうです。
- 会長 他にございませんか。

地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第4号、4件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

**会 長** 異議なしと認めます。よって、議案第4号 武雄市非農地証明4件については原案どおり証明することに決しました。

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案につきましては、すべて終了しました。これをもちまして、令和6年11月の農業委員会総会を終わります。